

愛がん動物用飼料の基準及び規格の改正（案）に対する  
意見の募集（パブリックコメント）について  
（お知らせ）

平成23年1月17日（月）  
環境省自然環境局総務課  
動物愛護管理室  
代 表：03-3581-3351  
室 長：西山理行（内線6428）  
室長補佐：今川正紀（内線6427）  
担 当：鈴木祥之（内線6406）

環境省及び農林水産省では、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）」で規定している、愛がん動物用飼料（ペットフード）の基準及び規格の改正を検討しています。

本件について、平成23年1月17日（月）から平成23年2月16日（水）まで、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

ペットフード安全法は、ペットの健康を保護し、動物の愛護に寄与するために、ペットフードに関する規制を行い、その安全を確保することを目的としており、平成21年6月1日から施行されています。

環境省及び農林水産省は本法律第5条の規定に基づき、ペットフードの使用が原因となって、ペットの健康が害されることを防止する観点から、省令によりペットフードの製造の方法の基準、表示の基準及び成分の規格を定めているところですが、今般その基準及び規格の追加を検討し、10月の施行を予定しています。

その内容について、広く国民の皆様の御意見をお聞きするため、別添1の意見募集要領のとおり郵送、ファクシミリ及び電子メールにより、平成23年1月17日（月）から平成23年2月16日（水）までの間、パブリックコメントを行います。

【添付資料】

- ・別添 意見募集要領
- ・「愛がん動物用飼料の基準及び規格に追加する内容（案）」
- ・（参考資料1）愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
- ・（参考資料2）愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令